四、九五四の一、九五五から九五七まで、九五九から九六一まで、九六三、九六四、九六四の一、九六五、字イモ畑九七七の一、九七七の二、九七八、九七九、九八〇の一、九八〇の二、九八一、九八二、九八五、門谷字本谷ノ三　八〇六の二、字アチ谷ノ三　九〇四の一、九〇四の三、九〇四の四、字六郎谷ノ二　九五七の一、字六郎谷ノ三　九五八の一、字六郎谷ノ四　九五九、九六〇の一、九六一、字峠谷西平ラ九六二の一、九六二の三から九六二の五〇まで、九六三、字峠谷平ラ九六四の一、九六四の三から九六四の五まで、九六四の七、九六五、別所字本谷一二七八の一、一二七八の九から一二七八の一五まで、一二七八の四七から一二七八の五五まで、一二七八の六四から一二七八の六七まで、一二七八の一〇三、一二七八の一五二、一二七八の一五六、一二七八の一五九、一二七八の一六二、本郷字長垰尻一七一五、字鍛治屋原ノ上ミ一八五一の一、一八五一の三、一八五一の九から一八五一の一二まで、字岩田山一八五三、字岩田奥一八五四の一、一八五四の二、一八五四の一一から一八五四の九八まで、一八五四の一〇一、字南谷ヒナ平一九七一、字南谷山尻一九七二の一から一九七二の九まで、字南谷山一九七三の一、一九七三の二、字南谷陰地平一九七四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市用瀬町金屋字木戸ヶ谷二三〇、二三一、字女郎ヶ谷二三二、二三三、字女郎ヶ谷上エ二三四、字藪ノ上二四六の一、二四四、字タノモケ谷二四八の一、字堤山二四九の一、二五〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ一七五三の二、一七五三の三三から一七五三の一〇〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一〇二二、一〇八八、一〇九五の一、一〇九五の三から一〇九五の六まで、字清見一一一〇、一一一三の一、一一一三の九、字塚向一一一五、一一二一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡北栄町米里字姥ヶ谷五六八、五七〇から五七二まで、字三ノ嵜六〇八の一、六一六の四から六一六の六まで、北条島字宝大寺八一四、八一五の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ谷五六八・五七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七一、五七二、字三ノ嵜六〇八の一・六一六の六・字宝大寺八一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八一五の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡北栄町米里字亀嵜一五二の一、一五六の一、一五七、一五八の一、一六四、下神字北亥ノ目山四二四の四、四二六の一、四二七、北尾字八幡山六一六の一、曲字坂場東平七四〇の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市河原町北村字小州ヨリ葵谷迄九四一の六一、九四一の六三、九四一の六四、九四一の七〇、九四一の七二、九四一の七三、九四一の七七、九四一の一〇二、九四一の一四四、九四一の一四七、九四一の二四〇・九四一の二四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）